

環境厚生常任委員会

日 時 令和2年6月26日（金） 午前 時 分 ～

場 所 第1委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

【こども未来部】

(1) 第5号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

4 討 論～採 決

5 議会だよりの掲載事項について

6 その他

環境厚生常任委員長報告

(R 2 . 6 . 2 6)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、**報告第1号、令和2年度一般会計補正予算（第2号）の本委員会所管分**については、民生費において、子育て世帯の生活支援策として、児童手当受給世帯における対象児童1人につき1万円を支給する経費の増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**報告第2号、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）**については、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者が労務に服することができない場合、国からの財政支援を受けて、傷病手当金を支給する経費の増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**報告第3号、令和2年度病院事業会計補正予算（第1号）**については、京都府からの財政支援を受け、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の整備に要する経費の増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**報告第5号、亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正**は、京都府後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が5月1日に公布されたことに伴うものであり、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を本市において行うこととしたものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**報告第6号、亀岡市国民健康保険条例の一部改正**は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対しての傷病手当金の支給及び新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等への減免を行うため所要の規定整備を行ったものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**報告第7号、亀岡市介護保険条例の一部改正**は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等への減免を行うため所要の規定整備を行ったものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**第1号議案、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の本委員会所管分**について、その主な内容は、民生費において、新型コロナウイルス感染症拡大における経済への影響により増加している、離職や収入減を余儀なくされた方々への支援策である住居確保給付金に

要する経費、また、一般財団法人自治総合センターの助成事業の採択を得て、子どもたちが集い、ふれあえる場として、ギャラリーかめおか芝生ひろばにユニバーサルデザイン遊具を設置する経費を増額補正するものであります。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、こどものあそびば整備事業をはじめ、各事業を執行するにあたっては、きめ細かく委員会に報告すべきとの意見がありました。

次に、**第3号議案、亀岡市手数料徴収条例の一部改正**は、マイナンバーに係る通知カードが廃止されたため、通知カードの再交付手数料の規定削除等をしようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第5号議案、令和2年度一般会計補正予算（第4号）の本委員会所管分**について、その主な内容は、民生費において、ひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ創設された臨時特別給付金を支給する経費、また、保育所などにおける感染予防用の衛生用品購入に要する経費を増額補正するものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策として住居確保給付金等を増額

一般会計補正予算

(第3号)

可決(全員賛成)

○生活困窮者自立支援事業経費

998万円増額

新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響により、雇用情勢が悪化していることから、国は住居確保給付金の支給要件を大幅に緩和した。

亀岡市においても、離職や収入減を余儀なくされた方々への迅速な支援策として住居確保給付金に要する経費として、998万円を増額するもの。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の第2波の発生も懸念されていることから、今回の補正では、概ね半年程度の申請分を見込んだものであり、今後の

動向を注視する中で、必要であれば、補正計上を検討する。

【主な質疑】

問 制度を周知する方法は。

答 SNSや市のホームページで情報発信している。

また、生活相談を受けた際は、その内容によって住居確保給付金を案内することもある。

問 パソコンやスマートフォンをお持ちでない方への周知方法は。

答 キラリ亀岡おしらせにも情報を掲載している。

問 どのような問い合わせが多いか。

答 どういう制度か事前知りたいという問い合わせや相談が多い。

意見 できるだけ多くの方に制度を周知できるように、情報の発信方法を検討されたい。

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※¹

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※²を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※³
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※³ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付は申請不要**です
- ▶ **8月頃**、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

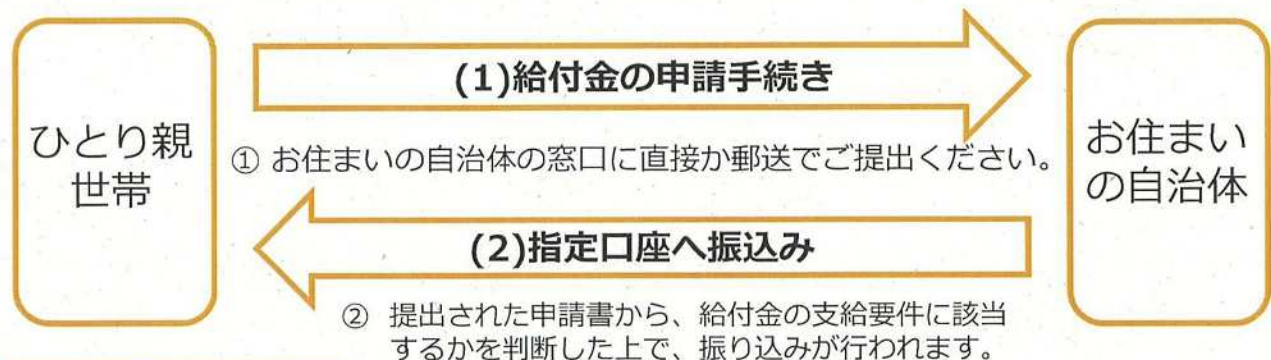
【ご注意ください】

- ※ 給付金を希望しない場合は、**送付する届出書を返送してください。**
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、**振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。**

- ▶ **追加給付は申請が必要**です
- ▶ 定例の現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して**可能な限り速やかに振り込み**ます。

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付、追加給付（1. ②に該当する方）**ともに**申請が必要**です
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの自治体の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに振り込み**ます。



お問い合わせ先

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）

○申請方法の詳細については、お住まいの市区町村の「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当窓口までお問い合わせください。



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。